

第三十一回国会 建設委員会 議 録 第十号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)

午後一時十五分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事 木村 守江君 理事 佐藤虎次郎君

理事 瀬戸山三男君 理事 二階堂 進君

理事 南 好雄君 理事 中島 巖君

理事 三鍋 義三君

逢澤 寛君 井原 岸高君

大久保武雄君 砂原 格君

村瀬 宣親君 石川 次夫君

東海林 稔君 武藤 武雄君

山中 吾郎君

出席國務大臣

建設 大臣 遠藤 三郎君

出席政府委員

建設事務次官 徳安 實藏君

建設事務官 美馬 郁夫君

(計画局長)

建設技官 佐藤 寛政君

(道路局長)

建設事務官 関盛 吉雄君

(道路局長)

委員外の出席者

専門員 山口 乾治君

二月二十三日

日光川改修工事促進に関する請願

(江崎興澄君紹介)(第一六三五号)

道路整備五箇年計画の財源に関する

請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一六三

六号)

中央自動車道予定路線の法定化等に

関する請願(岩本信行君紹介)(第一

六六一号)

同(内田常雄君紹介)(第一六六二

号)

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願外一件(小西寅松君紹介)(第一六六三号)

同外二件(原田憲君紹介)(第一六六四号)

同外二件(山村庄之助君紹介)(第一六六五号)

同外一件(西村関一君紹介)(第一七四六号)

同外一件(宇都宮徳馬君紹介)(第一七九六号)

同外一件(菅野和太郎君紹介)(第一七九七号)

同外一件(大倉三郎君紹介)(第一八二四号)

同外一件(古川丈吉君紹介)(第一八二五号)

滋賀県の砂防予算増額に関する請願

(今井耕君紹介)(第一七九五号)

は本委員会に付託された。

二月二十三日

霧島、えびの間に有料道路建設促進に関する陳情書(鹿兒島県知事寺園勝志外一名)(第三三四号)

一級国道十九号線の整備改良促進に関する陳情書(岐阜県知事松野幸泰外二名)(第三三五号)

中央自動車道建設促進に関する陳情書(長野県市長会長倉島至)(第三七八号)

建築基準法の一部改正に関する陳情書(東京都新宿区大京町四増岡幸太郎)(第四三六号)

高知、西条両市間道路の早期完成に

関する陳情書(香川県議会議長大久保雅彦)(第四三七号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

首都高速道路公団法案(内閣提出第一〇四号)

道路法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

〇堀川委員長 これより会議を開きます。

道路法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案、首都高速道路公団法案、日本道路公団法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、審議を進めます。

前会に引き続き質疑を続けます。

中島委員。

〇中島(憲)委員 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案関係について、若干の質疑を行わんとするものであります。これは、私が申し上げるまでもありませんが、かつての道路整備緊急措置法の当時におきまして、道路法の規定にかかわらず、高率補助を規定してあったわけでありました。これは時限立法で、本年度からその高率補助がなくなるので、しばしば当委員会として政府に要望をいたしておたわけでありました。従いまして、その要望通りに今回補助率を規定した法案が出さ

れたわけでありました。従いましてこの法案そのものにつきましても、これは全面的に、われわれの要望がかなったのでありますから、賛成をするものであります。しかしながら、本年度の財政面の処置について若干不審な点があるので、この点について質問いたしたいと思っております。

地方負担の財源に対して非常にアンバランスではないか、こういうように考えるわけでありました。政府が提出しました道路整備五カ年計画案によつてみますと、本年度の地方負担といつか、つまり昭和三十四年度の地方負担は二百九十一億となつておるわけでありまして、これに対する財源措置といつたしまして、地方道路譲与税が百四十八億、軽油取引税が百三十六億ありまして、さらに交付公債が七十五億で、三百五十九億を計上いたしてあるわけでありました。従いまして、地方負担二百九十一億に対して三百五十九億、差引六十八億という過剰な財源を地方に与えておるわけでありまして、これはどういふ考えであるか、政府の所見をただしたいと思つておるわけでありました。

〇佐藤(寛)政府委員 御指示になりましたような地方の財源を合計いたしまして、一見本年度において地方が実施する事業よりも多く財源を持つてゐるというふうな数字には見えるのでございまして、この数字は、道路整備五カ年計画の実施に要する地方負担分に対しては、三十四年度の地方の財源はよいでございまして、しかしながら御承知のように、地方におきましては、そ

の地方単独事業というものを相当実施いたしております。これに対しても財源的裏づけを考える必要があるわけでありまして、年々実施いたします舗装事業等の維持補修というふうなもの、かなり地方におきましては、単独事業でもって実施いたしておるわけでありまして、それらの地方の単独事業を考えますと、ここに書いてございすはかに、都市計画税の一部なども単独事業に回ると思いますが、それらの諸財源を合せて地方財政の事業のまかないになる、こういう意味でございまして、この五カ年計画の地方負担分よりは、若干上回つた財源を持っておるわけでありまして。

〇中島(憲)委員 そうしますと、この地方負担額を全額政府が持つて、なおかつ六十八億という大きな金が過剰になる、これがこの数字の面から見た答えなんです。そこで、質問するのは二つあるわけですが、従来の税率でもつてなおかつ地方の負担分全額が見れるのであるから、何も無理しなくつたて、軽油取引税を無理して上げる必要は僕はないと思つてゐます。軽油引取税を上げなくて、現行税率であつても、なおかつ六十八億というものは増額になつておる。この点が一つの点と、それから今局長は、地方では国で行う補助事業以外に、県単独の事業もあるから、それへ余つた金は充たさせろのだ、こういう意味のことを言われたのですが、もしそうだとすれば、これは自治庁の關係ともなりますけれども、それらの事業に対して何割の補助

をするか、こういう規定をこしらえて行すべきが当然じゃないかと思うので。ただ取りいからといって軽油引取税に大幅にふっかけておいて、そうして全額地方の負担分を見てやうて、そのあげくに六十八億という大きな金を無方針で、どこの県へ幾ら行ったか、どの県のどれだけの事業に対して何パーセント行つておるか、そういう数字もつかまずに、何と申しますか、全く方針なしで地方へやうてある、この点が、私としては理解に苦しむわけでありまして、政府は、そういうような基準の算定のもとにこの金をやうてあるのかどうか、この二つの点をお伺いしたいと思ひます。

○佐藤(寛)政府委員 地方単独事業は、五カ年計画におきまして一応一千九百億圓というふうに想定いたしておりますが、この一千九百億圓を含めまして、全体で一兆圓というのが五カ年計画の総投資、全体の規模でございます。従ひまして、地方の単独事業といへども、この国の道路整備五カ年計画と相関連いたしまして実施されることと望ましいわけでありまして、先ほど申しましたように、舗装等の新設は、直轄あるいは補助事業で実施いたしますが、その後の維持補修、お守のようなのは、どうしても地方にやうていただかなければならぬ。そういうふうに、単独事業でございますが、これは、やはり五カ年計画とかみ合ひまして、一兆圓総投資の内容をなしておるわけでございます。従ひまして、単独事業に對しても、われわれとしては財源の裏づけを考えなければならぬかと存じます。

ただいま御指摘ございましたように、この軽油引取税の引き上げ関係でございますが、補助事業だけを見ますと、必ずしも引き上げは、数字的には不要であるようにお感じになるかとも存じますが、単独事業の方の財源を考へるといふことになりまして、それが予定通りやはり地方の事業の裏打ちの財源として確保されることが考えられておらなければなりませんので、こういう財源措置を考へておるわけであり

ます。なお、それらの財源の地方配分等につきましましては、これは自治庁かと存じますが、各県の事情を、建設省におきましても十分連絡いたします。各県の事情を勘案されまして、適切な配分がなされることかと存するわけでございます。

○中島(巖)委員 ただいまの道路局長の答弁は、私全く理解することができないのです。五カ年間全体といたしまして、地方負担分は一千四百七十四億なんです、国が地方へ出すところの金は千九百六十六億になつておつて、差し引き四百九十二億増になつておる。地方負担分全額を国で持ったあげくに、この五カ年計画で五百億近い金を地方にやるわけですか。そうすると、この五百億は、今局長の答弁による、これは自治庁がやるだろうから適当にやるだろう、あるいはこの地方の単独事業に對しても見てやらなければならぬ、こういう二つが局長の答弁の要旨だったけれども、いやしくもこの地方負担分を国で全額見て、その後には五百億というような金をやるのだから、この五百億に對しては、これは当然道路整備に使わなければならぬ金だ

から、結局建設省の方で立案して、地方単独事業に對しては、何パーセントの補助であるとか、こういうような規定を持つてやらないとすると、これは全く下つ端の役人の自由裁量で、これがどういふふうになるか、こういう結果になるかと思ひますが、そういう結果にならぬとすれば、そのならぬ根拠を御説明願ひたい、こう思ひます。

○國盛政府委員 ただいまの御質問の地方負担額全体の問題でございますが、道路整備の關係で昭和三十三年度から一兆圓の道路投資を五カ年に計画いたしております。この一兆圓の道路投資のうち、千九百億圓の部分を除きましたものが、道路整備五カ年計画として、緊急措置法による閣議決定を要する事項でございます。ただいま中

島先生から御質問のありました、五カ年計画全体の地方負担額並びに地方の財源の問題は、これは、国の行います補助事業等に關連する地方負担額の總計を仰せになったのであります。この千四百七十四億圓の地方負担額の中には、千九百億圓の地方単独事業を見込まなければならぬわけでございます。従つて道路整備のための地方負担額は、実質的全体といたしましては、千四百七十四億圓に千九百億圓を加算したものが地方の全体の道路費、こういうことになるわけでありまして、そこで、地方負担額の問題と地方単独事業の關係でございますが、これは、地方独自の財源といたしまして財源を与えなければならぬ。ただいま申し上げました千九百六十六億圓というものは、道路の特定財源として地方公共団体に与えられますが、この差額の部分

は地方に一般財源として与えられなければ、国と地方公共団体が相持つて道路整備を計画通り実行することができないわけでございますから、この問題がどういふふうになっているかということが、次の問題になります。この特定財源につきましては、揮発油税の譲与税及び軽油引取税は、地方財政計画上歳入に立てまして、また同時に歳出入に立てておきます。それから地方負担額の、補助事業分の負担額と地方単独事業分の負担額を總計いたしましたものに對して特定財源が不足する部分につきましましては、地方交付税の基準財政需要額の算入において地方に配分をする、こういう形になつてきておるわけでありまして、従つてこの点は、昭和三十三年度におきまして約三百二十八億圓程度の地方単独事業費を見込み、またその程度の財源付与を地方自治庁がいたしておりますが、今後五カ年間に おきましては、三百二十八億圓程度の初年度の地方単独事業に、おおよね五パーセントずつの伸びを今後見まして、それに相応して各府県の財源付与に充てていただくように、自治庁とも相談をいたしておるようなわけでございます。

○中島(巖)委員 今の御説明は、私の質問の答弁になつておらぬのです。結局要約いたしますと、つまり国の行くところの地方の道路補助であるとか、あるいは一級、二級国道の中央負担であるとか地方負担であるとかいふものの總額が一千四百七十四億になつて、しかも国から地方道路譲与税であるとか、軽油引取税であるとか、あるいは交付公債と三色合せると千九百六十六億になる。結局全国の地方の負担率

よりは四百九十二億という五百億近いところの金をやる。その金は、今建設省の答弁によると、地方の単独事業へ回すのだ、これまではわかつておるわけでありまして、そうすると、四百九十二億という余分の金をやるから、地方で行う単独事業は、五カ年計画で一千九百億という数字になつておるわけでしょう。従つて、われわれが腰だめでみても、地方単独事業に對して、この大きな数字の上から見て、二五%の補助ができるということがはつきりするわけですね。従つて、そういうような方針が立つて、そうして単独事業の道路整備に應じたところの補助が地方へ渡つておるかどうかが、この一点を尋ねておるわけでありまして、これはまだ

成案がないようでありまして、建設省は主務官庁として、そこまで地方と折衝して成案を得べきものだ、こういうふうに考へるわけですね。これ以上質問してもどうかと思ひますので、これはこの程度でおくことにいたします。それからもう一つ質問いたしたいのは、地方道路譲与税は、基準財政需要額によるところの道路関係から算定されますし、交付公債はよいと思ひます。ところが軽油引取税は、現地でこの軽油引取税の収入額というものは、必ずしも一致し比例するものではないと思ひます。私、ここに資料はありませぬけれども、たとえば愛知県と岐阜県を比較して考えた場合には、おそろく軽油は浜辺で上るから、従つて民間へ渡すのは、愛知県の方へは十倍という量を渡して、岐阜県の方は

幾らもない、こう思うのですが、お手元に、この軽油引取税の愛知県、岐阜県の関係の資料でも、その他の資料でもないですが、これは非常に不公平な結果になっておると思ひますので、これに對しても何か資料があったら、御説明願ひたいと思ひます。

○岡盛政府委員　ただいま軽油引取税の都道府県別の収入額の状況について御質問がございましたけれども、ここには手持ち資料を持っておりません。これは、大体軽油の取引高によつて当該都道府県に収入が帰属するわけでございますから、仰せのような場所も絶無とは考えられません。ただ一般的に申しまして、定期バス路線等が道路の状況によりまして発達しておるわけでございますが、このバス関係が軽油等を消費する一番大きな部分になつております。そういう関係から申しますと、ある程度大体の傾向は、量によつて税収がはかられております。

ただ最後に御質問のありました、これだけが道路の整備に充てる各府県別の地方負担額に對應するような軽油の取引によつて行われる税収入であるから、当該都道府県の道路整備事業の進捗によつて、この税収というものが必ずしもないが、その点は総合的にどうか、こういう意味においてお答え申し上げますと、特定財源のうち、揮発油税と軽油引取税は、それぞれ税の性質上当該府県に歸属する規定がございまして、収入額と見合ひして算定いたしまする地方交付税の際には、揮発油譲与税も軽油引取税も基準財政収入額の中に算入いたしますので、従つて交付税の部分において調整ははかれる、こういうふうな形になる制度になっております。ただ今後さらに地方に与えられた財源と、工事の実施の部分については、自治庁とも十分緊密な連絡をとる考えでございます。

○中島委員　それが私はいけないと思ひます。交付税で一切まかなうとしたら、このガソリン税を目的税の性格にする必要はないと思ひます。そして非常に国の予算が入つてゐるならよいけれども、この一兆億予算の中で、六千億という予算の中には、国からの予算はたつた五億しか入つておらぬのです。これは私が申し上げるまでもなく、それは専門家から御承知だと思ひますけれども、この五カ年計画の総体で国から有料道路へ出す金は、三百二十億でありまして、そのうち三百十二億を道路公団と首都高速道路公団へ入れてしまふ、従つて一兆億予算といつたところで、一般財政からは五カ年間で五億しか入つておらぬ、こういう状況なんです。従つてほとんど揮発油税に依存しておる。そこで軽油引取税は、今からぬような額をしてゐるから、あなたの方で出した資料で申し上げますが、七ページに國費として五カ年全体で三百十二億入つてゐるでしょう。それからこの五カ年計画で、国からの國費というものは道路整備五カ年計画所要國費の財源見込みとして、一般財源から三百十七億入つてゐる、三百十七億五カ年間に一般財源から入れておいて、有料道路へ三百十二億出してしまふのであるから、五億しか五カ年間に入らぬわけですね。あとは全部ガソリン税や軽油引取税におんぶしてゐるわけですね。そういう状態だから、例の道路整備緊急措置法の精神

も、ガソリン税を道路整備に充てて、それと一般財源を入れろということになっておるが、一般財源は入れないで、ほとんど全額ガソリン税に依存してゐるのであるから、それで、交付税でもつて自治庁がどうこうするといふ、そういうことでなくして、いやしくもガソリン税と軽油引取税は、道路整備のために確保してもらわなければいかぬと思ひますが、今のような方針だと、かつて長崎県にあつたように、警察関係にこの金を持って行つて使つたりするやうなことになる。従つて、私の言わんとするところは、この道路整備五カ年計画に、とにかく地方の負担金より余分に五百億も国でやるのだから、この五百億の金を、県の単独事業に對して二五%なら二五%の補助というやうなものを建設省、自治庁ではつきり立案して、そして道路整備にこの金をつぎ込まなければいかぬのだ、今のような案とした、たとえば本年度だけ見ても、地方負担が二百九十一億しか要らぬところへ三百五十九億というやうな六十八億も余分の金をやつてある。従つて、これがほかの方の予算に使われる心配が多分にある。だから、これをはつきりしたものに自治庁と打ち合せてこしらえてもらひたい、こういうことを要するわけなんです。これらに對して、何か腹案があるか、あるいはないか、私のお話したやうな方針がいかに、あるいは建設省としては、何か独自の御方針があるか、その点を一つ承わりたいのであります。

○佐藤(寛)政府委員　五カ年間に千九百億円にわたります地方単独事業は、これは地方の事業でございますから、これに對しまして、その事業が有効適切に実施されるように、いろいろ国といたしまして、ごあつせん、お世話はいたしますが、これは、大体地方の事業でございます。地方の自主的な方針による事業でございます。従いまし

て、国の方がその事業に對して補助事業のやうないろいろな指示をすること、は、むしろかきかへると思ひます。地方の自主的な考えによつて実施していただく、事業の財源の心配をしてあげ、しかしながら、先生のたゞいま御指摘のように、これが放漫に流れないやうに、要するに、国の道路整備五カ年計画と一緒に一兆円総投資の効果をもつて、いろいろな面で注意したい、こういうふうな考へております。なおまた、こうして付与した財源が、地方におきまして道路以外の面に消費されるということは、法律上そういうことはないうになつておるわけでございます。

これに對しまして、その事業が有効適切に実施されるように、いろいろ国といたしまして、ごあつせん、お世話はいたしますが、これは、大体地方の事業でございます。地方の自主的な方針による事業でございます。従いまし

て、国の方がその事業に對して補助事業のやうないろいろな指示をすること、は、むしろかきかへると思ひます。地方の自主的な考えによつて実施していただく、事業の財源の心配をしてあげ、しかしながら、先生のたゞいま御指摘のように、これが放漫に流れないやうに、要するに、国の道路整備五カ年計画と一緒に一兆円総投資の効果をもつて、いろいろな面で注意したい、こういうふうな考へております。なおまた、こうして付与した財源が、地方におきまして道路以外の面に消費されるということは、法律上そういうことはないうになつておるわけでございます。

○中島(慶)委員　どうも話がすっきりしない。今道路局長は、法律上そういうことになつておらぬという話だが、どういふ法律でそういうことになつておるのですか、この点、伺ひたい。

○佐藤(寛)政府委員　たとえば、この軽油引取税、これは地方の財源として付与されておりますが、それらは道路の整備に向けるやうに法律上なつております。

○中島(慶)委員　大臣がお見えになりましたので、今質問をいろいろ展開しておいたことについて、一応お耳に入れたとおきたいと思ひますが、結局どういふことなんです。本年度において国の行方事業で、この道路関係は、地方の負担分が二百九十一億あります。

それによつて、国は地方道路譲与税で四百八十八億と軽油引取税で百三十億、それから交付公債で七十五億で、三百五十九億の財源を与えてゐる。そうすると、全額地方負担分をまかなつて、余分にまだ六十八億もはみ出てしまふ金がある。それから五カ年計画全体でいいますと、地方の負担額が千四百七十四億に對しまして、国からやるところの金が千九百六十六億、差し引きして四百九十二億も余つてしまふわけですね。約五百億という金が残つてしまふ、それだけ余分にあるわけだ。それで、今道路局長とのいろいろの質問の過程において、政府の答弁は、こういう二つのことを言つておるわけですね。五カ年計画でもつて地方の単独事業が千九百億あるから、それによつてそれを支拂ふんだ、こういうことを言つておるわけですね。それからもう一つは、国は各県の基準財政需要額によつて調節するからいいじやないか、こう二つの答弁をされておるわけですね。ところが、私の考へとして、これは、確かに道路整備五カ年計画で地方でもつて千九百億の道路をやらんだけれども、五百億の余分の金がいつても、あるいはいいかもしれぬけれども、それによつて地方でやる単独事業に對して大体どの程度の補助——という語弊があるかもしれぬけれども、金をやるのかという、そういう目安をつけて建設省が監督したらどうだ。千九百億に對して五百億だから、二五%程度地方の単独事業に金をやるのじやないか、こういうことを考へる考へがあるかどうか、これが一点と、もう一点は、非常にやかましいところの今のガソリン税問題の軽油引取税なんです。

それによつて、国は地方道路譲与税で四百八十八億と軽油引取税で百三十億、それから交付公債で七十五億で、三百五十九億の財源を与えてゐる。そうすると、全額地方負担分をまかなつて、余分にまだ六十八億もはみ出てしまふ金がある。それから五カ年計画全体でいいますと、地方の負担額が千四百七十四億に對しまして、国からやるところの金が千九百六十六億、差し引きして四百九十二億も余つてしまふわけですね。約五百億という金が残つてしまふ、それだけ余分にあるわけだ。それで、今道路局長とのいろいろの質問の過程において、政府の答弁は、こういう二つのことを言つておるわけですね。五カ年計画でもつて地方の単独事業が千九百億あるから、それによつてそれを支拂ふんだ、こういうことを言つておるわけですね。それからもう一つは、国は各県の基準財政需要額によつて調節するからいいじやないか、こう二つの答弁をされておるわけですね。ところが、私の考へとして、これは、確かに道路整備五カ年計画で地方でもつて千九百億の道路をやらんだけれども、五百億の余分の金がいつても、あるいはいいかもしれぬけれども、それによつて地方でやる単独事業に對して大体どの程度の補助——という語弊があるかもしれぬけれども、金をやるのかという、そういう目安をつけて建設省が監督したらどうだ。千九百億に對して五百億だから、二五%程度地方の単独事業に金をやるのじやないか、こういうことを考へる考へがあるかどうか、これが一点と、もう一点は、非常にやかましいところの今のガソリン税問題の軽油引取税なんです。

それによつて、国は地方道路譲与税で四百八十八億と軽油引取税で百三十億、それから交付公債で七十五億で、三百五十九億の財源を与えてゐる。そうすると、全額地方負担分をまかなつて、余分にまだ六十八億もはみ出てしまふ金がある。それから五カ年計画全体でいいますと、地方の負担額が千四百七十四億に對しまして、国からやるところの金が千九百六十六億、差し引きして四百九十二億も余つてしまふわけですね。約五百億という金が残つてしまふ、それだけ余分にあるわけだ。それで、今道路局長とのいろいろの質問の過程において、政府の答弁は、こういう二つのことを言つておるわけですね。五カ年計画でもつて地方の単独事業が千九百億あるから、それによつてそれを支拂ふんだ、こういうことを言つておるわけですね。それからもう一つは、国は各県の基準財政需要額によつて調節するからいいじやないか、こう二つの答弁をされておるわけですね。ところが、私の考へとして、これは、確かに道路整備五カ年計画で地方でもつて千九百億の道路をやらんだけれども、五百億の余分の金がいつても、あるいはいいかもしれぬけれども、それによつて地方でやる単独事業に對して大体どの程度の補助——という語弊があるかもしれぬけれども、金をやるのかという、そういう目安をつけて建設省が監督したらどうだ。千九百億に對して五百億だから、二五%程度地方の単独事業に金をやるのじやないか、こういうことを考へる考へがあるかどうか、これが一点と、もう一点は、非常にやかましいところの今のガソリン税問題の軽油引取税なんです。

それによつて、国は地方道路譲与税で四百八十八億と軽油引取税で百三十億、それから交付公債で七十五億で、三百五十九億の財源を与えてゐる。そうすると、全額地方負担分をまかなつて、余分にまだ六十八億もはみ出てしまふ金がある。それから五カ年計画全体でいいますと、地方の負担額が千四百七十四億に對しまして、国からやるところの金が千九百六十六億、差し引きして四百九十二億も余つてしまふわけですね。約五百億という金が残つてしまふ、それだけ余分にあるわけだ。それで、今道路局長とのいろいろの質問の過程において、政府の答弁は、こういう二つのことを言つておるわけですね。五カ年計画でもつて地方の単独事業が千九百億あるから、それによつてそれを支拂ふんだ、こういうことを言つておるわけですね。それからもう一つは、国は各県の基準財政需要額によつて調節するからいいじやないか、こう二つの答弁をされておるわけですね。ところが、私の考へとして、これは、確かに道路整備五カ年計画で地方でもつて千九百億の道路をやらんだけれども、五百億の余分の金がいつても、あるいはいいかもしれぬけれども、それによつて地方でやる単独事業に對して大体どの程度の補助——という語弊があるかもしれぬけれども、金をやるのかという、そういう目安をつけて建設省が監督したらどうだ。千九百億に對して五百億だから、二五%程度地方の単独事業に金をやるのじやないか、こういうことを考へる考へがあるかどうか、これが一点と、もう一点は、非常にやかましいところの今のガソリン税問題の軽油引取税なんです。

それによつて、国は地方道路譲与税で四百八十八億と軽油引取税で百三十億、それから交付公債で七十五億で、三百五十九億の財源を与えてゐる。そうすると、全額地方負担分をまかなつて、余分にまだ六十八億もはみ出てしまふ金がある。それから五カ年計画全体でいいますと、地方の負担額が千四百七十四億に對しまして、国からやるところの金が千九百六十六億、差し引きして四百九十二億も余つてしまふわけですね。約五百億という金が残つてしまふ、それだけ余分にあるわけだ。それで、今道路局長とのいろいろの質問の過程において、政府の答弁は、こういう二つのことを言つておるわけですね。五カ年計画でもつて地方の単独事業が千九百億あるから、それによつてそれを支拂ふんだ、こういうことを言つておるわけですね。それからもう一つは、国は各県の基準財政需要額によつて調節するからいいじやないか、こう二つの答弁をされておるわけですね。ところが、私の考へとして、これは、確かに道路整備五カ年計画で地方でもつて千九百億の道路をやらんだけれども、五百億の余分の金がいつても、あるいはいいかもしれぬけれども、それによつて地方でやる単独事業に對して大体どの程度の補助——という語弊があるかもしれぬけれども、金をやるのかという、そういう目安をつけて建設省が監督したらどうだ。千九百億に對して五百億だから、二五%程度地方の単独事業に金をやるのじやないか、こういうことを考へる考へがあるかどうか、これが一点と、もう一点は、非常にやかましいところの今のガソリン税問題の軽油引取税なんです。

それによつて、国は地方道路譲与税で四百八十八億と軽油引取税で百三十億、それから交付公債で七十五億で、三百五十九億の財源を与えてゐる。そうすると、全額地方負担分をまかなつて、余分にまだ六十八億もはみ出てしまふ金がある。それから五カ年計画全体でいいますと、地方の負担額が千四百七十四億に對しまして、国からやるところの金が千九百六十六億、差し引きして四百九十二億も余つてしまふわけですね。約五百億という金が残つてしまふ、それだけ余分にあるわけだ。それで、今道路局長とのいろいろの質問の過程において、政府の答弁は、こういう二つのことを言つておるわけですね。五カ年計画でもつて地方の単独事業が千九百億あるから、それによつてそれを支拂ふんだ、こういうことを言つておるわけですね。それからもう一つは、国は各県の基準財政需要額によつて調節するからいいじやないか、こう二つの答弁をされておるわけですね。ところが、私の考へとして、これは、確かに道路整備五カ年計画で地方でもつて千九百億の道路をやらんだけれども、五百億の余分の金がいつても、あるいはいいかもしれぬけれども、それによつて地方でやる単独事業に對して大体どの程度の補助——という語弊があるかもしれぬけれども、金をやるのかという、そういう目安をつけて建設省が監督したらどうだ。千九百億に對して五百億だから、二五%程度地方の単独事業に金をやるのじやないか、こういうことを考へる考へがあるかどうか、これが一点と、もう一点は、非常にやかましいところの今のガソリン税問題の軽油引取税なんです。

本年度四十二億総額で上げるのだけれども、この四十二億は上げなくても、まだ地方の負担分金額を国が持つた上に二十九億増になるのだから、こんな無理な税金を上げる必要はないじゃないか、この二つについて大臣の御意見を承りたい、こう思うわけです。

○遠藤国務大臣 ガソリン税関係の地方の増徴の問題であります。道路に関する税金は、道路に使わなくちゃいけない、こういう趣旨はつきりしていると思うのであります。地方単独事業が大体五カ年間に千九百億になつておるのであります。そのうち大体五百億くらいの余裕の財源が出てくる、従つて、これは当然道路関係に使つべきである、この点について、詳しいいきさつは、私はまだ聞いておりませんが、当然軽油引取税の増徴分及び道路譲与税の増徴分については道路に使つべし、道路の改修その他整備に使つべしという指導をしなければならぬと思ひます。当然これはやつておることと思ひますけれども、なおこれは当然指導しなくちゃならぬことであると思ひます。

それから今年度にも多少税金の方が余るではないかというお話でありますけれども、これは、五カ年間の五カ年計画全体としては、千九百億のうち約五百億程度しか出てこないのではありませんから、これは全体をながめてやりくりをしていくべきものであつて、今年度多過ぎるから税金を少くしろ、こういうことにはならないのじゃないかと思ひます。そういうふうな、今お尋ねの二つの点については、これは多少余るような計算になりまして、これは五カ年計画とし

ては、この財源全部使つてもまだ千四百億くらい独立財源に求めなければならぬものが出てきますから、これは、この程度で一つ御了承がいただきたい、こういうふうな思ひわけであります。

○中島(慶)委員 これ以上問答してもしょうがないですが、僕の考えとしては、全額地方の負担分だけを補充してやれば、それ以上見てやる必要はないと思ひます。これは、先ほどお話をあつたように、つまり酒税、所得税、法人税の三つのうちから二〇何％、というものを例の交付税で出して、それで補つて基準財政需要額の関係は調節しているのだから、何も道路を作る金でも地方単独事業でも負担しなくても、国の負担率だけを見れば十分だ、こういうふうには考えられるわけでありまして、この辺をお考え願ひたいと思ひます。

それから、この数字でもって、国の事業に対する地方の負担率は補充してなお余りあるということ、はつきりしたわけですね。そこで、都市の街路事業なんかは、大体三分の二が国の補助になつておまして、三分の一が地方並びに都市の負担になつておるのです。これは、計画局長にお尋ねいたしますが、現在実際にこのころの地方負担の状況はどういうふうになつておるか、本年度はどうなる見込みか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○美馬政府委員 街路の關係の事業は、ただいま申しましたように、国の補助率は三分の二でございまして、三分の一が地方負担ということになつております。本年度あたりどの程度現実

にその三分の一の財源を負担しているかという点については、ただいま正確な資料を持っておりません。その中には都市計画税も一部入つておりますし、その他の財源もございしますが、正確な資料を持っておりませんから、後ほどお答えいたします。

○中島(慶)委員 正確な資料を持っておられぬわけかという話であります。が、ただいまここで質疑応答の過程において、十分な金を全額国で負担して、なおかつこの金がいっているというところは、大きな筋でわかつていっているのです。従つて都市計画の街路事業と、地方の都市に迷惑をかけずに県の単独事業とする、これだけの金を出しているのだからやれるべきものかと思ひますが、どういふお考えか、その点について、いま一度お伺ひしたいと思ひます。

○美馬政府委員 ただいまの御質問は、三分の二の補助率をむしろ全額にすべきじゃないか、こういう御質問でございまして。

○中島(慶)委員 いや、その三分の一の地方負担を、何かの名目で国が与えるべきものじゃないか、こう思ひわけなす。

○佐藤(寛)政府委員 道路整備五カ年計画という立場から、私からちよつと御説明申し上げます。各種の街路事業のうち、道路整備五カ年計画の中の事業として実施されるものが相当ございします。それらに對しては、ただいまの御説明にございまして、三分の二は国から出る、地方の負担は三分の一は、お手元にござらんになつております資料の五カ年計画全体の地方

負担額見込額千四百七十四億の中で支出できるように見込んであるわけでございます。

○中島(慶)委員 そこで、これはくどういふことになるけれども、全国いろいろの地方公共団体、つまり県のやる補助事業に對しては国で見つてやつて、それのほかに、単独事業に回すところの金が五百億も五カ年計画にあることは、これはわかつておるわけですね。そこで都市計画事業は、今計画局長の言われたように、国が三分の二を見てやり、県が十分の一を見てやるわけでしょう。そうすると一千万の事業になるとすると、六百六十万と見えて、県が百万見ると、七百六十万というものが補助事業になるわけなんです。そうすると二百四十万というものが、たとえば市の負担になるわけなんです。従つてこの軽油税も、これは市へは入りはせぬ、県へ入つて、一割補助の中に入るわけでありまして。そうすると、この都市計画事業は、私が説明するまでもなく、地方庁から申請してきて、国が都市計画事業というものを指定をして、それから地方の都市計画の審議会でもって審議して決定する、いわば国が策定した事業である。従つて地方単独事業に金を回すぐらゐなら、こういうものにも、地方負担に對して何らかの名目で全額回すべきが当然だ、こういうふうに私は考へるのです。この点を質問しておるわけですね。事業主体が都市になつておるから、この軽油引取税もあるいは道路譲与税も入らぬわけでありまして。そうすると、県の単独事業に對しては五百億ものやる金があるから、こういうものに對してもう少し考慮したらどうか、国が策定した事業で

あるから考慮したらどうか、この点を質問しているわけだが、何かこれに對して建設省として案があるか、もし案がないとすれば、なぜそれを市の負担にせねばならぬか、その理由をお聞かせ願ひたい。

○美馬政府委員 詳細な数字は、あるいは間違つておるかも知れませんが、ただいま全国で、私どもの方の方針で徴収いたしております都市計画税、これは特定の財源になるわけでございます。これが約八十億ございまして、その八十億の大半は、私どもの推定では、道路事業に充たせられておる、こういうふうな形になつております。

○中島(慶)委員 そこで、大臣に質問をいたしますが、今の質疑応答の過程において、大体その様子がわかちだと思ひます。そこで、国ではただいま申し上げた通り、今年だけで六千何億かの余分の金をやつておる。地方の単独事業に使へ、こういつて全額補助しているのに、余分の金をやつた。一方では、国が策定したところの都市計画事業の補助は、今は三分の二国が補助しておる、十分の一県が補助しておる。そうすると、一千万に對して二百四十万というものが都市の負担になるわけなんだ。従つて、こういうものには對しては、特別の措置をもつて、全額何とか見てやる措置を、普通の一般国道、二級国道と地方道と比較して、当然国で請じてやるべきじゃないか、こういうふうな理屈がどうしても成り立つわけですね。そこで、今事務關係の諸君は、それは、一定の法律でもつてきまつておるから、それ以上のことは言えぬと思ひます。

従って、大臣のお考えはどうか、こ
ういふことをお伺いしたいと思います。

○遠藤國務大臣 ただいまの御質問
は、非常に大事な点だと思つたので
、実は私も詳しくはわかりません
が、おそらく事務当局の考えは、地方
単独事業に千九百億円を充ててお
それ、しかも今度の税金が、主とし
て県単位に増収されておるといふこ
は、県道の方を先にやつていくとい
考え方が入つておるといふこと
りわけです。都市計画の方の計画税
の方に若干の、八十億円ばかりの財
が別にあるのでありますから、それ
らとにらみ合せて、税収の余つてき
分約五百億程度のものについては、主
として県道を急いで五カ年計画とし
ては改修をしていく、こゝういふ考
一貫しておるのじゃないかと私は思
の、それがそれらの詳しいこと
を、まだ詳しく聞いておりません
で、よく検討してみたいと思つて
○中島(農)委員 じゃ、その点につ
てちょっとどういふだけども、
申し上げますが、今言つたように、
の負担額は、全額譲与税や軽油引取
や交付公債でやつて、なおかつ余つ
ておる、こゝういふ状態で県の単
進める。こゝういふお話を聞いて
ども、いやしくも都市の街路事業は
、国で計画を策定してやらせるので
ますから、これは、そういうような
の単独事業より当然優先すべきだと思
うのです。従つて、これだけの財源を
与えてあるから、県が十分の一補助
するものを十分の二補助しようとか、十
分の三補助しようとか、いろいろの面
から見て、あなたの方で指令を出す
の権限があるわけだ、金をやつてお

るのだから。そうすると、この問題は
解決すると私は思ふのですよ。
それからもう一つは、各県に対する
ところの軽油引き取り関係が非常に不
均衡になつておる、こゝう思ふわけ
です。たとえば港を持つておるところは
、非常な軽油の引き取りがあるけれど
も、港のないところは非常に少い。
従つて、この軽油引き取りの額を調
ておいて、その上でこの地方道路譲
の配分を考慮に入れなければいけな
い。そこで初めて均衡された道路予算
の配分ができる、こゝういふように考
ののだが、この点は、そういうように
やつておるかどうか、あるいは今後
そりやうお考えかどうか。これは事務
当局でもいいが、お伺いしたいと思
う。

○遠藤國務大臣 軽油引取税が地方的
に公平な負担になるかどうかという問
題については、一つの問題として私は
指摘しておつたわけでありまして、い
ろいろ研究してみますと、大体道路に
使うその程度に応じて軽油引取税の方
増徴されてきておる。それは、ほぼ均
衡のとれた増収の仕方になつてくる、
こゝういふことだと私は何つておるわけ
であります。その詳しい数字等は、ま
た事務当局の方から説明させることに
いたしたいと思つております。

○佐藤(農)政府委員 軽油引取税の財
源を持つておられます府県の関係と、道
路整備を要します道路整備の事業量と
の関係でございまして、これは、必ず
しもこれがバランスがとれておるとは
申しませんが、道路交通が非常に
に激しく、自動車の数も多く、道路事
業の多量の実施を要しますところは、
大体において自動車が集まつてお

すから、従つてガソリンばかりでな
く、軽油関係の事業も集中してあり
ますので、軽油引取税が比較的そうい
うところに集中しているという関係に
なつておるかと思つております。ただ全国的
に見ますと、必ずしも軽油引取税と道
路事業の要量とはバランスがとれて
おりませんので、その間を私どもとい
たしましては、地方道路譲与税の財源
の配分、それから地方交付税、これは
自治庁の関係になります、自治庁と
もよく連絡いたしまして、そして各県
の事業の要量に對して財源がアンバ
ランスでないように、調整がとれるよ
うにいたしたい、こゝう考へておるわけ
であります。

○中島(農)委員 大体常識的な観念的
な御答弁をされておるけれども、これ
は、僕は非常に違ふと思つておる。た
とえば愛知県、三重県なんかは大きな
油槽所があつたり精油所があつたり、
ああいうところはたくさん入つて直接
取引してしまふ。ちよつと離れて岐阜
へ行くと、おそろしく少なくて、今の大臣
や局長の御答弁とは違つた、とんでも
ない数字が出ておると思つておる、こ
れをよくお調べになつて、そうして地
方譲与税との関係を調整していただき
たいし、今までの答弁をお伺いすると、
ほとんど自治庁までかせだけれども、い
やしくも道路に關する財源のこと、
あなたの方で立案をして、自治庁は窓
口としてただ事務取扱だけというく
らいにして、そしてつと確信のある
御答弁をされるように御配慮願ひた
い、こゝう考へるわけなんです。

それが道路緊急措置法の財源関係
のことをお尋ねしたのであります、
次に首都高速道路公団法の関係なん
ですが、これは、また話がもとへ戻るよ
うでありますけれども、国の一貫した
道路政策があるというふうなことは、
遺憾ながら私の見たところではない。
こゝういふようなことから、こゝういふ公
団ばかりをみにこしらへることに對
してどうかと考へるわけなんです、
これは、道路公団の一端としてこれ
をやるというわけにはいかないのです
か。その点、一つ基本的なお考えを伺
いたいと思つておる。

○遠藤國務大臣 ただいまのお尋ねの
点であります、実はその点は、私ど
も一番問題になつた点でありまして、
いろいろ議論してみたのでありまし
す。しかし、御承知のように東京都の
交通事情といふものは、きわめて逼迫
しておりまして、このまま放置ができ
ないといふような状況になつて参りま
した。そこで、日本道路公団で仕事を
やつて参りますと、非常にいい面もご
ざいますけれども、東京都の首都高速
道路に三本も五本も集中してやつてい
くことになりまして、道路公団の仕事
が非常にへんばな形になつていくとい
うような問題も出て参ります。しか
も、この道路事業に對して一番関心
を持つておるのは東京都でありまして、
東京都自体も出資をして、そして充分
の負担をすることによつてこれを促進
したいといふ機運が非常に出て参りま
した。この東京都自体に片棒かつがせ
るといふことも、この仕事を促進させ
る一つの大きな理由であらうといふこ
とも考へまして、そして大体建前は同
じでありますけれども、東京都の高速
道路を作る専門の公団を作ることが、
最も時宜に適したやり方であらうとい
うことを考へて、結論としては、首都

高速道路公団といふものを別に作る
という建前を決定したようなわけであ
ります。そういうような考え方では首都
高速道路公団といふものを作りました
ことを、一つ御了承いただきたいと思
つておる。

○中島(農)委員 私は、今の大臣のお
話の要旨はよくわかるのです。よくわ
かるのですが、結局道路公団創設の
とき、国の道路政策にマッチしまし
て、そこで一つの大きな方針のもとに
事業をなされて、緊急な道路整備の目
的に合致するような仕事をなさるた
らう。こゝういふような期待をもちま
して、私どもはこれに賛成したわけな
んです。ところが公団の現在しておる
仕事を見ると、この間もこゝで申し上
げ、重複するようでありまして、十
幾つといふものが観光道路みたいな、
ちびちびしたようなものばかりやつ
ておる。こゝういふようなところから見
ましても、日本の緊急な道路整備の一大目
標に對して、政府と一体になつてや
つておるといふ状態が、どうしてもわ
れわれとしては見えぬわけなんです。
それからこの道路公団は独自の立場で、
公団總裁なんか、そこらの新聞記者の
インタビューなんかのときにとんで
もない放言をしておる。こゝういふよ
うな状態から見ても、あるいは首都高
速道路公団が生まれても、また前の道路公
団の二の舞になつて、国とばらばら
なような仕事をやるのじゃないか、こ
ういふようなところに非常に疑念があ
りまして、これに對する態度を、私
としては現在決定しかねておるとい
ふような状態なんです。そこで、法案の
内容については、他の委員からいろいろ

る質問することになっておりますので、差し控えることにいたしますけれども、これは、道路法でいうところの高速道路を適用するわけであるか。それを適用するすれば、この条項に基いて、審議会なり、いろいろな議を経なければならぬのであるけれども、これは管理委員会だかを設置して、それによって基本計画だとか、あるいは整備計画だとかを進めていくようにこの案文にはなっておりますに思いますが、これは、道路法のどういふ道路に該当するのか、この点、一つはつきり御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤(寛)政府委員 その点につきましては、ただいまやはり道路法の一部を改正する法律案の御審議を願っているわけでございますが、道路法の一部を改正いたしまして、一級国道を除きます二級国道、都道府県道でございますが、それらに對しまして、自動車の非常に幅狭しております市街地に對しましては、まだ供用を開始しない道路について、自動車の専用道路として指定ができるようにいたしたい、こういう趣旨で、道路法の一部改正をお願いしているわけでございますが、それによりまして指定されました道路でございますから、二級国道の場合あり、都道府県道の場合がある。いずれにいたしても、そういう公共道路になるわけでございます。

○中島(巖)委員 一級国道を特別除いた理由は、どういふわけで除いたのか、その点、お伺いしたい。

○佐藤(寛)政府委員 一級国道を自動車の専用道路として考えたいというより、自動車の専用道路でございます。従い

まして、一級国道をそういうふうに考えたときには、高速自動車国道として考えて。従つてたゞいま御審議を願つております道路法の一部改正からは、高速自動車国道は言うまでもございせんが、一級国道、この二つを除いたその他の公共道路について、先ほど申しましたように、必要がある場合には自動車専用道路として指定できる、こういうふうな相なっておりますわけでありませう。

○中島(巖)委員 その点が僕らとしては了解できないのです。たとへば一級国道、つまり一つの具体的な例をあげれば、現在の国道一号线が非常に幅狭しておるという数字が出て、これも調査表が載つたわけなんです。そこで、その表を見ると、清水・静岡間とか、あつたやうに一部分が非常に幅狭しておるわけなんです。あつたやうなところは、いわゆるバイパス式の自動車専用道路が必要だと思ふ。わずかに数キロのところ、高速道路を作る必要はないと思ふ。専用道路でいいと思ふ。従つて一級国道を除くということ、かえつて実質的にこの法の精神に合ふものじゃないか、こういうふうに考へるわけなんです。この法律で見ますと、一級国道を除くということ、特に明記してあるわけなんです、今のような場合に對してどう考へるか、その点、お伺いしたい。

○佐藤(寛)政府委員 道路法の一部改正をお願いしております中に、この自動車の専用道路関係では、二つの種類がございます。その一つは、先ほども申しましたように、市街地の非常に混雑しております部分に對しまして、まだ供用を開始しておらない道路、新設

道路を自動車専用道路として考えたい場合には、先ほど私が申し述べましたように、一級国道は除外してございませう。もう一つの場合、これはただいま先生の御指摘になつた場合に該当するかと存じますが、一級国道なり二級国道なり、そういう路線の、今度は一部でございまして、ある町の区間等非常に部分的に混雑しております区間を定めて、必要な場合には、やはり自動車の専用道路として指定することができるようになつております。この場合には、当然一級国道においてもそういう指定ができるように相なっておりますわけでございます。

○中島(巖)委員 どうもよくどいようですが、そうしてみると、別に一級国道を除くというのを法文の中に入れる必要は、僕はないと思ふのですが、どうしても入れなければならぬというの、どういふ理由ですか。

○佐藤(寛)政府委員 前段の場合には、實際の場合として、一級国道が該当することは割合に少いかと思ひます。一級国道として路線の始めから終りまで専用道路に指定するやうな場合には、いわゆる一級国道の性格といたしましては、国道を縦断し、横断し、あるいは循環して、国の重要都市を連絡するやうな性格の道路でございませうから、それを専用道路として指定する場合に、まさに高速自動車国道がこれに該当するものと、こう考えられるわけでございます。

○山中(吾)委員 関連して。道路公団のことをお聞きしたいのですが、この公団の法的性格がいまいちなまにこれを審議するのは、どうも自分ではおかしいので、公団の法的性格をまずお聞きしたい。

○美馬政府委員 これは、実は政府の關係のいろいろな行政の部門、あるいは事業をやつていく場合とか、あるいは一つの金融をやつていく場合、あるいは政府關係の仕事がありまして、その仕事につきまして、現在公社あるいは公庫あるいは公社と、金庫、営団とか、または特殊会社というやうな形をとつておるいろいろな形態がございまして、公社という形をとつておるの、たとえば日本国有鉄道あるいは日本電信電話公社、それから公庫という形をとつておりますのは国民金融公庫だとかありまして、それから公団という形をとつておりますのが日本住宅公団、愛知用水公団、農地機械開発公団、日本道路公団、それから金庫という形をとつたものが農林中央金庫、商工組合中央金庫、営団という形をとつておりますのが帝都高速度交通営団、例の地下鉄でございます。その他特殊会社の形をとつた形態もあつたが、これらのいろいろな形は、たとへば資本の構成がどんなふうになつておるか、あるいはまた役員は任命方法において政府とどういふ関係があるか、あるいはまた役員は地位が公務員たる性格を持っておりますかどうか、あるいはまた公共企業體關係の法律がありまして、あるいは適用がどんなふうになるか、その他政府の監督の点がいろいろございまして、これらの要素がどういふふうにかみついておるかということによりまして、ただいま申しましたやうに、あるいは公社という形をとつて、あるいは公庫の形をとつて、また公団の形をとつて、営団の形をとつております。具体的に公団という形をとつて参りますと、資本構成におきまして、

一般的に申しますと全額政府が出資し、あるいはまた半額出資というやうな形をとる場合が多いやうでございまして、それから役員は任命等につきましては、それぞれ役員は任命等につきましては、認可というやうな形をとりましたり、またその他恩給法の關係であるとか、あるいは役員は公務員たる性格をきめられまして、刑法の適用その他につきましては、公務員とみなされるというやうな形になつて参ります。まあ私も常識的に申し上げますと、国の經濟政策なりあるいは社會政策を積極的に實現するために、私企業ではどうしても期待できないというやうな場合に、これを公けな公団という形をとつて、これを公法人の形をとつて、政府にかつて遂行させ、これが私ども公団という性格を持ったものじゃないかというふうな考へておる次第でございます。

○山中(吾)委員 今の御説明では、法的性格が明確でない。あとでつけこうです。それから、もう少し明確に省内地で、説明していただくと思ひます。それは、こゝろ公団には汚職と云ふいろいろなことがつきまとうし、あり得る。たとへばその職員は、公務員法による懲戒処分を受けるのかどうか。あるいは要綱を見ますと、その職員に恩給を通算すると書いてありますから、便宜的に特權だけを救済人事の形において与えるために、そういう便宜の規定を置いてあるのか。あるいは公務員法の懲戒処分も適用になつて、いわゆる公法人としての、地方團體は地域團體であるけれども、そうでないいわゆる公共團體としてのすつきりした性格があるかどうか。そういう

ことが、実際問題が起ったときに、非常に適用が違ふのじゃないか。そういう意味において、何か古い、行政法の概念には該当しないような新しい第三の形態として、こういう戦後の公団というものが、何かいろいろ法律の適用を受ける上において統一しなければならぬようなものじゃないかと思うので、お聞きしておるのですが、今の局長のお話では、こういう公団という名称を説明されたのであって、法的性格の説明とは私は受け取れないのです。もし不明確でしたならば、この公団法を審議終了するまでに、はっきり私聞しておかないと、責任を持って審議に参加できない、そういうふうに思います。

○美馬政府委員 いずれ詳細な資料は用意したいと思いますが、これは、あまり抽象論で申し上げても、いろいろこんがらかると思いますが、ただいま御説明になりました、たとえは公務員法がこの団体に適用あるかないかという問題の一つ取り上げて議論いたしますと、この公団につきましても、公務員法の適用は全然ございせん。ただ、役職員は公務員ではございせんが、しかし刑法の適用は、この法律によりまして、特別に条文を設けて受けさしめる。ですから、横断罪、収賄罪等の関係は、これは出てくるのでございせんが、公務員法の、たとえば懲戒処分を受けることはあるかどうかというような問題につきましては、これは、適用を受けないという方針になっております。

○山中(香)委員 刑法上の適用というのは、こういう法律に規定をしなくて、刑法の公務員の定義の中でそういう

うものがきまってくるのである。これは特別の意味がないと思うのです。それで、恩給の通算という一方の思想があつて、公務員の適用がないというふうなところに、私は非常に疑問がある。この、これはもう一度検討して、次でけつこうですかとお答え願いたい。私は、そのお答えでは私の質問に対する答えにはなつておらないと思います。それから、いろいろ疑問があるのですが、これは次の委員会でもいいのでありますけれども、道路公団の方では総裁という名称が、これには理事長という名称をつけておるのですが、単なる言葉の相違にすぎないのか、あるいはあなたの方の思想に変化があつたのか、それをお聞きしたい。

○美馬政府委員 総裁と理事長の名称の相違は、実質的にはございせん。ただ、政府で最近作りました公団の申しと申しましようか、一番筆頭と申しましようか、その名称は、三十二年以来はすべて理事長という制度を用いておりましたので、私どももこれにならうとして、理事長制を採用した、こういうこととございせん。

○山中(香)委員 こまかいことを逐次お聞きして、基本的な性格の参考にお聞きしたのですが、総体に建設省関係の法案というふうなものは、非常に遠慮がちで、主体が非常に少いような感じがするのです、その一つとしてお聞きしたいと思うのですけれども、この法案の中の七条ですか、料金の徴収というところに、運輸大臣及び建設大臣の認可というふうな規定があり、しかも運輸大臣を先に書いておられるのですが、料金というふうなものは、これは道路管理事務ではないのですか。料金

を徴収するかしらないかということは、いわゆる建設省の主管事項である道路の管理の一つの方法ではないのですか。そういうふうな立場に立つてくれれば、他の料金との比較その他の必要があるならば、運輸大臣と協議していいだらうと思う気がするのですが、「認可」と書いて、しかも「運輸大臣及び建設大臣」というふうな規定の仕方をして。

それから、五十条では、大蔵大臣と次の事項については協議となつておるけれども、三十条の二項には、基本計画を定める場合には運輸大臣の同意と書いてある。その協議と同意の関係、私はどうも何か同意の方は、なければできないというふうな法律の意味があるように思うのですが、こういうふうな全体の公団法の定め方の中に、建設大臣としての責任をはっきりと持つて立案されていらないような、主体性をみずから放棄して、責任回避かどうか知りませんが、全体として私は疑問がある。

さらに、三十条によりまして、これは各条お聞きしておるのではないのですが、首都圏整備法の整備計画に基いて、基本計画を建設大臣が定め、これを公団に指示するということになつておるのですけれども、首都圏整備法は、建設大臣は直接的には法的に關係がない。国務大臣が委員長になるというところで、偶然に建設大臣がなつたといつてもいいわけですから、そういう首都圏整備法に基いた計画というものが他において作られて、それに基いたその次の計画を建設大臣がして、公団に指示するというふうなところにも、私は非常にこの公団法についての全体

の仕組みの中に疑問があるのです。この辺は、あとこまかいところはお聞きしたいと思ひますけれども、公団に対するいわゆる建設大臣との關係をもつと主体性を持ってこれを指導するといふふうな姿に、私はこの法律の中にいさなければならぬように思ふのですが、今申し上げたような形式について、立案をしたときのお考え方を先にお伺いしたいと思います。

○關盛政府委員 ただいまの御質問の中で、道路整備特別措置法の改正にかかるとなつて、その部分についてのまづ料金関係のお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。首都高速道路の料金につきましては、建設、運輸両大臣の共同認可という制度をとつたわけとございせんが、これは、首都高速道路の全路線が一体となつて一つの交通機能を実現するものでございせん。かつこの徴収技術の問題もございまして、全線単一料金、こういう制度を考えておるわけとございせん。従いまして、首都高速道路の料金につきましては、他の交通機関とのバランスをも考慮しつつ適正な料金体系というものを確保することができましように、ちやうど高速国道につきましても、有料道路事業として行います場合の料金の額は、建設、運輸両大臣の共同認可という制度になつておりますので、それと趣旨の制度を立てたのでございせん。

なお法律の大臣の並べ方に、運輸、建設として運輸省が先にいつておる、それはどういふわけか、こういうこととございせんが、これは、法律の体系をいたしまして、各省の行政順番に並べる例がございせんので、その例に従

いまして並べたのでございせんので、対等とございせん。

なお、同意と協議の法律論がございしましたが、これは、同意も協議も、いずれも意見の一致がなければならぬのでございまして、よく法律的な権限のデリケートなところにつきましては、同意というものは、完全な意見の一致がなければならぬ、協議の場合は、やはりこれも協議を受ける権能を持つておるわけでありまして、実質的には、運用上は話を整えるということが必要であらうかと思つております。

○山中(香)委員 これは、つまらないようなことで、私は非常に大事なことだと思ふのですが、砂利の採取料とかいう、ああいうものと実は高速道路における料金は、同じ性格のものと考えたのです。この道路の管理者は、建設大臣のもとにおける公団、まあ建設大臣としていいと思うのですが、そのときに、何か汽車の運賃とかその他のように考えて、運輸大臣及び建設大臣の認可というふうな、そこにいつも建設省の主体性がない。そういうふうなことは、あらゆる法案においてもあるし、予算の性格にもある。何か建設省というものは、下請負業のような形で、あき家を守つておるような感じがするのです、一つこの法案の中の基本的な考え方を改めないと、こういう法案を作つておると、建設省は影が薄くなるので、私は申し上げておるのです。この料金というものは、運賃とか、そういう運輸大臣の管轄するものでなしに、道路管理の一つの形態だと私は思ふのですが、それは、いかがなものでしょう。

○遠藤國務大臣 今非常に建設省に對して御好意のある御質問があつたのでありますが、私も、実はこういうことは非常に詳しく知つてゐるつもりなんです、いろいろな各省がともやまかましいことを言つてあります。その言の、あまり力んでけんかする必要も何もないのであります。よしよし、それじゃ協議してやろう、しかしやるときには、こつちが主権性を持つておるから、思ふ通りにすばとやれるものなのであります。ですから、決して各省から振り回されるようなことは絶対にやりませんから、一つ御安心くださいたいと思ひます。委員会の方でも一つ……(大臣はそうかもしれないが、困るところがある「と呼ぶ者あり」)

それは、行政機構の建前というものは、こういうことであつて、料金の問題になると、運輸省も一口相談をかけてくれないか、その必要はないじゃないかというふうな、今おっしゃるような趣旨で建設省がやればいいじゃないかといひますと、何だか全然無関係に料金がきまつていくと困る、これは役人の通弊なんですけれども、こういうふうなきめるぞといへば、それに反対はできないのであります。ですから、たくさん協議して仲よくやつても、結局内閣でもって閣議できまつて参りますから、何も心配ないのではありません。原案を作つていくところが一番強く、ほかのところが、それにくつついていくのに骨が折れるようなものであります。ですから、一つ御安心くださいたいと思ひます。

○山中(善)委員 これで質問は終りますけれども、遠藤大臣の政治力があるからといふことを前提としなければお答えにならないと思ひます。私は、法律そのものを語つておるので、この料金というものは管理方法の一つだと、法的性格から入つてそこからいひますと、運輸大臣の認可というふうなことは、協議というのならわかるという事で、法的な性格から申し上げたのです。実際問題として支障があるないといふことよりも、建設省管轄の法律ですから、法律の推移というものはつきりしなければいけないと思ひますので、私は大臣のお答えには、安心をするしなは別ですが、建設省関係の法案の出し方に、再検討すべきものがあると思ひます、これは、再検討してもらわなければ困ると思ひます。これは、次にまたいろいろ御質問申し上げるので、本日はこれで打ち切ります。

○山中(善)委員 又質問を続けるようですが、料金というよりな名前ですが、道路使用料じゃないのですか。どうも料金という言葉にとらわれてお話しになっておるので、私の質問に少しも合つてこないのです。これは、料金という名前を使つておられるけれども、道路使用料でしよ、そでないのですか。

○遠藤國務大臣 これは、私は修正しなくても何も心配ないと思ひますので、建設省の方の關係で、たとえ地下鉄の方の帝都高速交通営団ですが、あれの方へまたこつちから首を突っ込んで、そこでも一応相談する格好になつていくやうな、何と問題ありません。主体性というものはちつともくずれておられませんから、これが慣例になつておるわけです。少しでも關係がある、協議したりなんかする。これは、役人のよいところでもあり、また悪いところでもあるのです。これは決して心配要りません、どうぞ御安心下さい。

○山中(善)委員 心配をして私は申し上げたのではないのです。そういう悪い習慣、間違つた筋の通らぬ習慣を、この法案を出すときに直していくべきだと思ひます。それで申し上げておるのです。なおまた後日いろいろ御質問いたします。

○石川委員 今の首都高速道路公団のことに關連してお伺ひいたします。幼稚な質問になるかもしれませんが、首都高速道路公団を作つておられることは、都心に都市計画局の持つておる経路抱負いかんという意味で計画局の方で担当されるというところは、一応一理はあると思ひます。それで、結局これは計画局で担当されて、完成されたあとの管理は、道路局の所管になるのですか。それとも計画局でそのまゝ管理をするのですか。どういふ格好になるのですか、念のために聞いておきたいと思ひます。

○佐藤(寛)政府委員 道路ができまして後におきましては、やはり首都高速道路公団がその道路の管理に當ります。その首都高速道路公団に對しまして、建設省は指導監督の任に當るわけでございます。これは、おそらく道路局と計画局が主体になつていろいろお世話をすることになると思ひますが、あるいは省内に公団監督官というやうな制度を設けて、公団の所掌を指導監督することにならうと思ひます。

○石川委員 そうすると、そのあとの管理の方法は、今のところまだきまつておらぬわけですね。

○美馬政府委員 この公団の監督は、計画局に首都高速道路監督官というものを置きまして、計画局でこの公団を監督していくという法律になつております。

○中島(慶)委員 先ほどの道路の關係の問題ですが、先ほどのように国で持つて、地方負担はないことになつた

でしよ。従ひまして道路關係に對しては、起債はつけぬのが建前だと思ひますが、その点、一つお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(寛)政府委員 地方の負担に對しましては、先ほど御説明しましたやうな財源措置が講ぜられておるから、道路整備五カ年計画の実施に對しまして、地方起債といふものは必要といふことに相なるわけでございます。

○中島(慶)委員 そこで、さつき問題になつた都市街路事業に對しては、都市の負担があるでしよ。一般の二級、三級市町村は全額国で持つて、財源措置がしてあるから、これは今の道路局長の答弁の通り、起債のつかぬのは當然なことだと思ひます。しかしながら街路事業については、先ほど局長の答弁の通り、都市の負担が二四％からつておる。そしてこれに對して起債を認めるか認めぬか、この方針はどうなるのですか。

○美馬政府委員 先ほどの先生の御質問は、私よくわからなかつたのです。が、おそらく都市街路の關係でございまして、これは、三分の二は国から補助をやつてゐる。残りの三分の一は、府県なり市町村が負担してゐるという現行制度になつておるから、その三分の一に對して何か特定の財源を考へてみたかどうかといふやうな御意見であつたと思ひますが、私どもの街路事業は、たとえば三十四年度で申しますと、事業費にして二百億ぐらいの事業をやつております。二百億の事業に對しまして三分の二でございまして、約百四、五十億、地方負担が三分の一でございまして、幾らになり

ますか、七十何億かの費用になると思
います。これに対して都市計画税とし
て私どもは財源付手をやっております
が、これが全般で八十億ばかりござい
まして、都市計画税の全部が全部街路
事業には回ってはおられません。現実
下水その他に回る分もございまして、
大半は街路の事業に回ってお見込み
でございます。こういうものは、地
方負担の財源に見合っているというふ
うに私どもは考えておる次第でござい
ます。

○中島(農)委員 先ほど私の言ったこ
とが、今からぬようなお話であつた
のですが、私の申し上げましたのはこ
ういうことなんです。本年度道路関係
でもって、地方負担というものは二百
九十一億あるわけなんです。それへ
持ってきました、地方庁へ入るところ
の例のガソリン税の譲与税であるとか、
軽油引取税であるとか、交付税で
あるとかいうもので三百五、六十億に
なつて、全額地方の負担の金をやつた
あげくに、まだ六十何億という金を余
分にやつてあるのです。従つて地方は
一銭も腹は痛まぬから、ただいま局長
のお話のあつたような起債をやる必要
はない。ところが街路事業の方は、県
がやるべきものでなくして、市がやる
べきものなんです。従つて、市へはガ
ソリン税も譲与税も入つてこないし、
軽油引取税も入つてこない、従つて市
の単独の負担というものは、今お話の
あつたように、三分の二国でやつて
も、県は十分の一であるから、三分の
二やると六割六分六六割七分が国の補
助になつてきている、県が一割で、
従つて七割七分もしくは七割六分程度
を交付されるけれども、あとの二割

三、四分というものは市の負担になつ
てしまふわけなんです。だから、これ
に対する財源措置を考えてやらなけれ
ばいかぬじゃないか、これに対して起
債を認めるか認めぬか。今計画局長の
答弁は、都市計画税がいろいろあると
言つたけれども、水道その他いろいろ
やつていつて、都市計画税で充當でき
ぬところは、不均衡でありますから、
そういう場合には起債を認めるか認め
ぬか、これが私の質問の要旨なんで
す。

○美馬政府委員 いずれあとで調べま
して、お答えいたします。

○堀川委員長 本日はこの程度にいた
します。次会は二十五日午前十時。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

昭和三十四年二月二十七日印刷

昭和三十四年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局